

セミナーの欠席等による参加費用の取扱いについて

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）が主催するセミナー等の欠席等による参加費用の取扱いについて、次のとおり定める。なお、この取扱いは特段の参加費用区分の指定がない限り、すべての参加費用区分において適用するものとする。

第1 適用範囲

この規程が適用となるセミナーは次のとおりとする。

- （１）新たな知と方法を生む地方創生セミナー
- （２）地方創生実践塾
- （３）キャリア開発塾
- （４）公務マネジメント養成塾
- （５）実践マーケティング講座

第2 セミナーの欠席及び欠席に伴う参加費用等の取扱い

- （１） セミナーを欠席する場合の取扱いは次のとおりとする。以下において、セミナー参加者を「参加者」という。
 - ① 参加者がセミナー開催日の４営業日前までに欠席の連絡をしなかった場合は、センターは参加費用を返金しない。ただし、理事長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
 - ② 参加者がセミナーの開催日の４営業日前までに欠席の連絡をした場合、参加費用を全額返金するものとする。
 - ③ 参加費用を返金する場合であっても、センターはセミナー参加に係る交通費、宿泊費等の費用を負担しない。
- （２） （１）②における返金額は、入金済み額から入金にかかる振込手数料を差し引いた額とする。

第3 セミナーの中止又は開催日時等の変更に伴う参加費用等の取扱い

- （１） センターはセミナーを中止又はセミナーの開催日時、方法等を変更する場合、開催日の３営業日前までに参加者にメール等で通知する。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- （２） センターがセミナーを中止又はセミナーの開催日時、方法等を変更した場合、参加者は原則として変更されたセミナーに参加するものとする。ただし、参加者がやむを得ない理由でセミナーに参加できない場合、参加費用は全額返金する。
- （３） （１）及び（２）における参加費用の返金にかかる振込手数料はセンターが負担する
- （４） 参加費用全額を返金する場合であっても、センターはセミナー参加に係る交通費、宿泊費等の費用を負担しない。
- （５） 天災、疫病等の事由で参加者が欠席した場合であっても、センターがセミナーを中止又は開催日時、方法を変更する連絡をしない限り第２の規定を適用する。